

[Tweet](#)

令和6年3月7日  
金融庁

## 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「[企業内容等の開示に関する内閣府令](#)」等の改正案につきまして、令和5年12月1日（金曜）から令和6年1月9日（火曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、7の個人及び団体より延べ9件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)を御覧ください。

具体的な改正の内容については、[別紙2～別紙3](#)を御参照ください。

### 1. 主な改正内容

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」（2023年6月16日閣議決定）において、IPO時に提出される有価証券届出書においてストック・オプションの保有者の氏名・住所等が記載されるところ、このような個人情報の取扱いの見直しを行う旨が提言されました。これを踏まえ、有価証券届出書の記載事項について、以下の改正を行います。

#### 【1】新規公開時に提出される有価証券届出書における個人情報の記載の見直し

新規公開時に提出される有価証券届出書では、新規公開前2年間※に発行された株式やストック・オプション(以下、株式等)の全取得者の氏名や住所、一定期間における株式等の移動状況（移動を行った当事者の氏名・名称、住所等）の開示が求められているところ、以下の改正を行います。

- ▶ 株式等を付与された者が使用人（退任・退職者を含む。以下同じ）である場合には、使用人に付与された株式等の全体数の開示を求めつつ、氏名・住所の記載を不要とします。
- ▶ 役員（退任・退職者を含む。以下同じ）については、氏名及び役員ごとに付与された株式等の数の開示を求めますが、住所の記載は不要とすることとします。
- ▶ ただし、役員及び使用人について、大量保有報告書提出義務がある場合又は所有株式数上位10名に含まれる場合には、引き続き、氏名と（市区町村までの）住所の記載を求めるとします。

※最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間

#### 【2】第三者割当の方法による募集又は売出しに係る届出書の個人情報の見直し

第三者割当の方法による募集又は売出しに係る有価証券届出書については、割当予定先が個人である場合は、「第三者割当の場合の特記事項」欄において、当該個人の氏名、住所及び職業の内容等を記載する必要があるところ、以下の改正を行います。

- ▶ 退任・退職者に対し、在任・在職中の役務への対価として株式等を付与する場合には、「第三者割当の場合の特記事項」欄の記載を不要とします。

### 2. 公布・施行日等

本改正に係る内閣府令は、本日付で公布され、4月1日付で施行されます。また、本改正に伴い開示ガイドラインを別紙3のとおり改正し、令和6（2024）年4月1日より適用します。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）  
企画市場局企業開示課（内線5509、3846）

#### 相談・手続・採用情報


- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

#### 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

#### ▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

(別紙1) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等）](#)

【内閣府令】

(別紙2) [企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)

【ガイドライン等】

(別紙3) [「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」新旧対照表](#)

## サイトマップ

金融  
庁に  
つい  
て

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関  
情  
報

国  
際  
関  
係  
情  
報

アクセスFSA  
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000